

妙高市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進計画 (第4次計画)

令和 3 年 4 月
(令和 4 年 4 月一部改正)

妙 高 市



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

妙高市は持続可能な開発目標 (SDGs) を支援しています。
Myoko City supports sustainable development goals.

目次

第1章 計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画が対象とする安全の範囲	2
第4節 計画の期間	2
第2章 犯罪等の現状	3
第1節 犯罪の現状	3
1 刑法犯罪の発生状況	3
2 犯罪の罪種別状況	5
3 窃盗犯の手口別状況	6
4 スキー・スノーボードの盗難件数	7
5 非行少年の検挙状況	7
6 不審者情報	8
7 振り込め（特殊）詐欺被害認知件数	8
第2節 消費生活相談の現状	10
1 各種相談窓口への妙高市民からの相談件数	10
2 年代別相談割合（新潟県全体）	10
3 販売形態別相談件数（新潟県全体）	12
4 新潟県消費生活センターへの問題商法に関する相談状況	12
5 弁護士無料相談の現状	14
第3節 市民の意識調査	14
第3章 犯罪発生の一般的な背景と要因	17
1 高齢化社会の進展と地域コミュニティ機能の低下	17
2 思いやりや規範意識の希薄化	17
3 一人ひとりの危機意識・防犯意識の欠如	17
4 高速交通網等の整備と情報化社会の進展	17
5 犯罪を誘発しやすい生活環境	17
6 子どもを健全に育成する機能の低下	18
第4章 防犯対策の現状と課題	19
第1節 防犯対策の現状	19
(1) 自主防犯団体の活動	19
(2) 学校安全ボランティアによる防犯活動	19
(3) みょうこう安全・安心メールの配信	19
(4) 「こども110番の家」の設置	19
(5) 「110ばん協力車」の取組	20
(6) 青色回転灯パトロールの実施	20
(7) 防犯ネットワークづくり	20
(8) 防犯教育の実施	20
(9) 防犯灯の設置	20
(10) 学校・認定子ども園・保育園における安全対策	21
(11) 地域における見守り活動の強化	21
(12) 振り込め（特殊）詐欺対策の強化	22
(13) 消費生活相談員の配置	23
(14) 消費者安全確保地域協議会の設置	23

第2節 防犯対策の課題	24
(1) 地域の助け合い・支え合いの促進	24
(2) 「自分の安全は自ら守る」という意識の醸成	24
(3) 情報化社会等への対応	24
(4) さまざまな団体等との連携・協力	25
(5) 広域的な取組の促進	25
(6) 犯罪を起しにくい環境づくり	25
第5章 安全・安心なまちづくりの基本方向と目標	26
第1節 安全・安心なまちづくり推進の基本方向	26
1 地域や家庭における防犯意識の高揚と自主的活動の促進	26
2 防犯上の配慮を要する者を支え合う地域社会の形成	26
3 市民等・関係機関・市の連携による犯罪の防止	26
4 すべての人が安全で安心して過ごすことができるための環境整備	26
第2節 計画の基本目標等	27
1 基本目標	27
2 重点目標	27
3 その他の数値目標	27
第6章 施策の展開	
第1節 施策の体系	28
第2節 施策の展開	29
1 地域や家庭における防犯意識の高揚と自主的活動の促進	29
(1) 市民・地域の防犯意識の高揚	29
(2) 市民・防犯活動団体の自主活動の促進	31
2 防犯上の配慮を要する者を支え合う地域社会の形成	33
(1) 子ども・高齢者・障がい者等の安全対策	33
(2) 虐待やDVの未然防止・拡大防止	36
(3) 観光客等の安全対策	37
(4) 犯罪被害者等に対する支援	39
【主な相談窓口一覧】	40
3 市民等・関係機関・市の連携による犯罪の防止	43
(1) 市民運動の実施	43
(2) 持続可能な防犯活動の実施体制の整備	44
(3) 事業者との連携	45
4 すべての人が安全で安心して過ごすことができるための環境整備	46
(1) 公共施設等の防犯対策	46
(2) 住宅・土地・空き家などの適正な管理の推進	47
第7章 計画推進のために	49
第1節 計画の推進体制	49
第2節 計画の進行管理	49

第1章 計画の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

近年、全国的に都市化が進み、社会生活の多様化、地域社会における連帯意識の希薄化等により犯罪抑止力が低下し、様々な犯罪が起きるようになりました。

このような状況の中、市民一人ひとりが自らの防犯意識を高め、市民、地域活動団体、事業者及び土地所有者等（以下「市民等」という。）と警察その他関係機関、市が連携し、「自分の安全は自分で守る」「地域の安全は地域で守る」という意識のもと、地域における防犯力を高め、犯罪の機会を与えない社会環境づくりが求められています。

こうした認識のもと、平成17年に新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例（以下「県条例」という。）が制定され、平成18年には県条例に基づく推進計画が策定されました。これを受け、当市においても、「妙高市犯罪のない安全・安心なまちづくり条例（以下「市条例」という。）」を平成19年1月1日に施行し、市条例に基づく推進計画（第1次計画）を策定するとともに、総合的な施策を進めてきました。また、平成24年4月1日に「妙高市暴力団排除条例」を制定し、暴力団排除に向けた取組についても推進しています。

なお、第1次計画は、平成19年度から平成22年度までの4カ年計画で、期間満了時点において、県計画にあわせ、期間を2年間延長（平成23年度から平成24年度）するとともに、計画の目標値や現状評価等を行い、一部改正を行いました。第2次計画以降については、策定時から県計画に合わせ、4カ年計画としています。

このたび、第3次計画の期間が満了となったことから、現在の犯罪状況や社会情勢の変化、これまでの取組の成果や課題を振り返り、目標値の見直しなど、現状に即し、第4次計画を策定するものです。



<妙高市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進計画におけるSDGsの取組み>

基本目標：市民をはじめ、訪れる全ての人が安全で安心して暮らし、過ごすことのできる地域社会の実現



【目標（ゴール）16】

持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する

【具体的な目標（ターゲット）16.1】

あらゆる場所において、すべての形態の暴力および暴力に関連する死亡率を大幅に減少させる。

第2節 計画の位置づけ

この計画は、市条例第9条に規定する推進計画であり、施策の方向性について、次の内容について定めるものです。

- 総合的に講ずべき「安全・安心なまちづくり」の推進に関する施策の大綱
- 「安全・安心なまちづくり」の推進に関する施策を計画的に実施するための目標・指標
- 「安全・安心なまちづくり」の推進に関する施策を計画的かつ体系的に実施するために必要な事項

なお、この計画の策定にあたっては、「第3次妙高市総合計画」や「第2次妙高市子ども・子育て支援事業計画」「第3次妙高市地域福祉計画」「第3次妙高市人権教育・啓発推進基本計画」「第IV期妙高市総合教育基本計画」「第5次新潟県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進計画」との整合を図り、策定しました。

第3節 計画が対象とする安全の範囲

安全・安心なまちづくりについては、市条例で「犯罪のない安全で安心して生命を育めるまちづくり」と規定しています。

犯罪にも様々なものがありますが、この計画では、市民が日頃から不安を抱いている空き巣、万引き、振り込め詐欺などの「身近な犯罪」や、児童・生徒など「未成年者への犯罪」を中心として、これらの犯罪を未然に防止する施策の推進や防犯意識の向上を図っていくこととします。

なお、「防災」や「交通安全」などについては、すでに独立した計画が策定されていることから、ここでいう「安全」の範囲には含まないものとします。

第4節 計画の期間

この計画（第4次計画）は、県の計画期間に準じ、令和3年度から令和6年度までの4年間として設定します。

- 第1次計画：平成19年度～平成24年度（23年度から2カ年期間延長）
- 第2次計画：平成25年度～平成28年度までの4年間（県計画と一致）
- 第3次計画：平成29年度～令和2年度までの4年間（県計画と一致）
- 第4次計画：令和3年度～令和6年度までの4年間（県計画と一致）

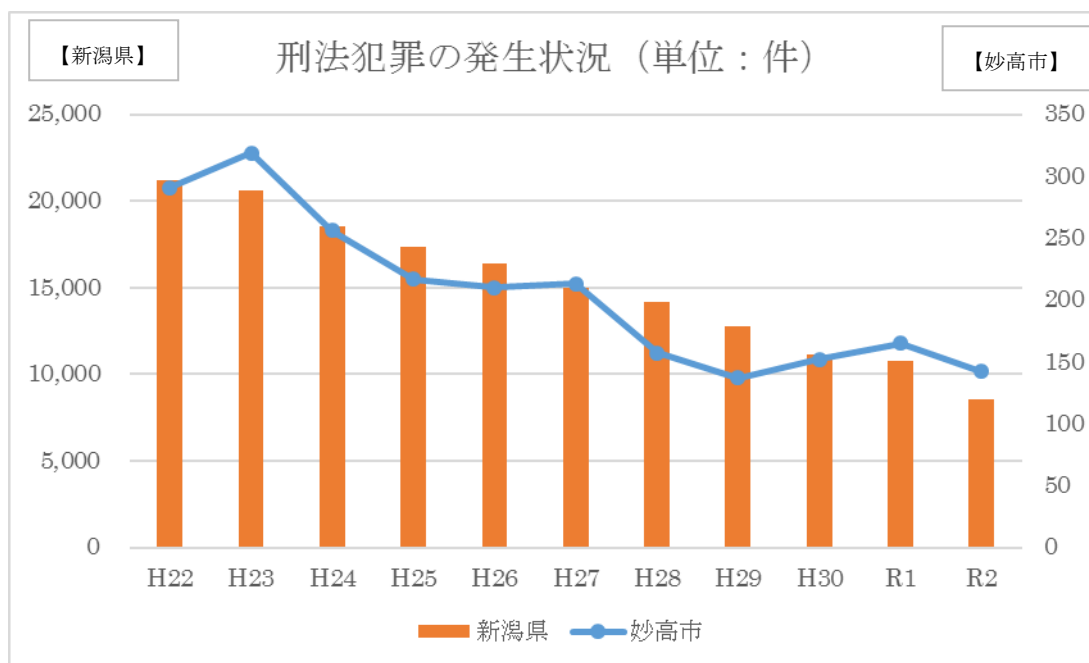
第2章 犯罪等の現状

第1節 犯罪の現状

1 刑法犯罪の発生状況

妙高市の刑法犯罪の発生状況は、平成16年の436件をピーク（新潟県は平成14年の35,947件がピーク）に減少傾向にあり、平成25年以降は平成16年の半数以下まで減少しています。

令和2年中では、県内30市町村中11番目の発生件数です。なお、最も発生が多い新潟市は3,638件となっています。



区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
妙高市	291	319	256	217	210	213	157	137	152	165	142
新潟県	21,227	20,571	18,503	17,320	16,424	14,970	14,150	12,757	11,137	10,743	8,561

(資料: 妙高警察署)

しかしながら、令和2年の犯罪率（人口1,000人あたりの犯罪発生数）は、4.4件（前年比0.8ポイント減）と、県内30市町村中3番目に発生率が高くなっています。新潟県の平均は3.8件であり、最も発生率が低いのは粟島浦村の0.0件となっています。

当市の犯罪発生率が高い要因として、乗り物盗などの無施錠率が高いことや、スキー場が多いため、スキーやスノーボードの盗難が発生しやすく、犯罪を起こしやすい環境にあることが原因と考えられます。

【県内の市町村別犯罪率】

*犯罪率…人口1,000人あたりの犯罪発生率。

人口規模が異なる市町村の犯罪を比較するために用いる数値

○順位が低いほど犯罪発生が少ない（上位20自治体のみ掲載）

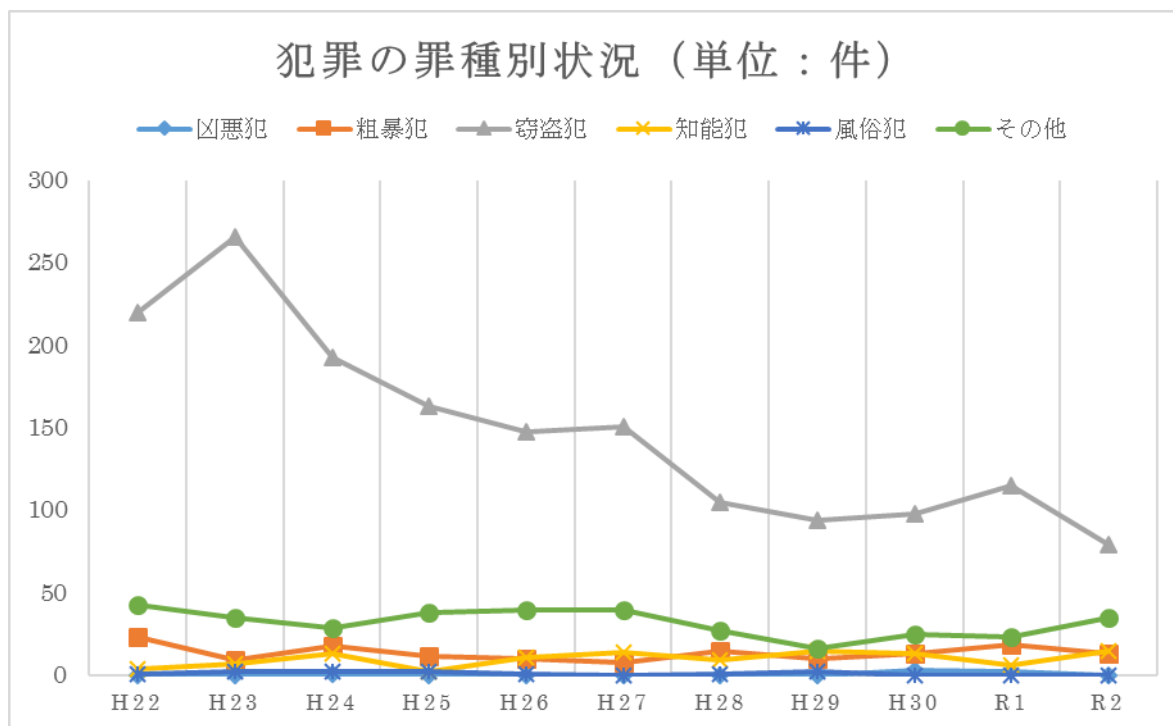
順位	市町村	R2 犯罪率	R1	
			犯罪率	順位
1	湯沢町	7.5	14.7	1
2	新潟市	4.5	6.1	2
3	妙高市	4.4	5.2	3
4	聖籠町	4.3	3.6	17
5	新発田市	4.1	4.9	5
6	佐渡市	3.8	2.9	27
7	刈羽村	3.6	5.1	4
7	十日町市	3.6	3.3	22
9	三条市	3.5	4.1	10
9	上越市	3.5	4.2	7
9	見附市	3.5	3.6	17
12	柏崎市	3.4	3.9	14
12	津南町	3.4	1.7	29
12	長岡市	3.4	4.1	10
15	加茂市	3.3	3.6	17
15	燕市	3.3	4.1	10
17	糸魚川市	3.1	3.9	14
17	弥彦村	3.1	3.3	21
19	魚沼市	3.0	3.1	24
19	小千谷市	3.0	3.1	24

資料：新潟県警察ホームページ

（令和2年中の市町村の犯罪データ）

2 犯罪の罪種別状況

犯罪の発生件数は、長期的には減少傾向にありますますが、窃盗犯（侵入盗、乗物盗など）が多く発生しており、全体の半数以上を占めています。



区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
凶悪犯	0	0	1	0	0	0	0	0	3	2	0
粗暴犯	23	9	18	12	10	8	15	10	13	19	13
窃盗犯	220	266	193	163	148	151	105	94	98	115	79
知能犯	4	7	13	2	11	14	9	15	13	6	15
風俗犯	1	2	2	2	1	0	1	2	0	0	0
その他	43	35	29	38	40	40	27	16	25	23	35
合計	291	319	256	217	210	213	157	137	152	165	142

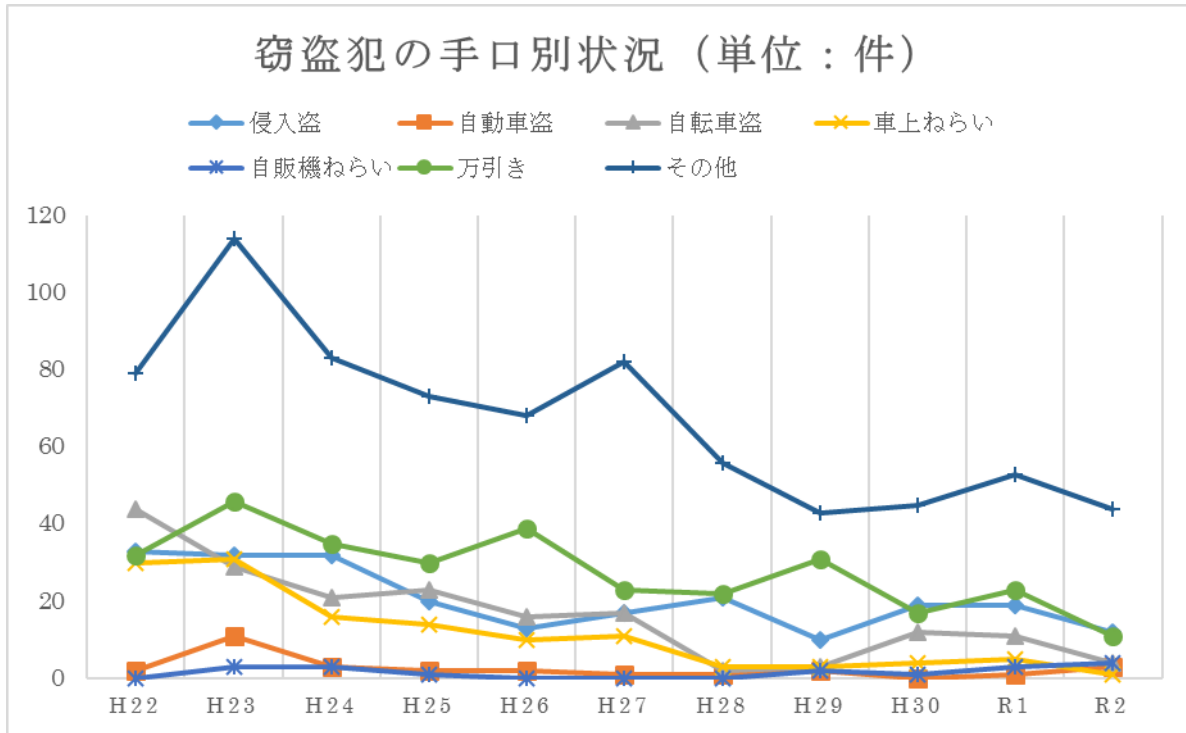
○凶悪犯…殺人、強盗、放火など ○粗暴犯…暴行、傷害、恐喝など ○窃盗犯…車上荒らし、万引きなど

○知能犯…詐欺、横領、汚職など ○風俗犯…わいせつ、賭博など ○その他…住居不法侵入、器物破損など

資料：妙高警察署

3 窃盗犯の手口別状況

すべての手口において概ね横ばいとなっています。手口の中でも、侵入盗や、重大犯罪のきっかけとなる場合が多いと言われている万引きが多く発生しています。



区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
侵入盗	33	32	32	20	13	17	21	10	19	19	12
自動車盗	2	11	3	2	2	1	1	2	0	1	3
自転車盗	44	29	21	23	16	17	2	3	12	11	4
車上ねらい	30	31	16	14	10	11	3	3	4	5	1
自販機ねらい	0	3	3	1	0	0	0	2	1	3	4
万引き	32	46	35	30	39	23	22	31	17	23	11
その他	79	114	83	73	68	82	56	43	45	53	44
合計	220	266	193	163	148	151	105	94	98	115	79

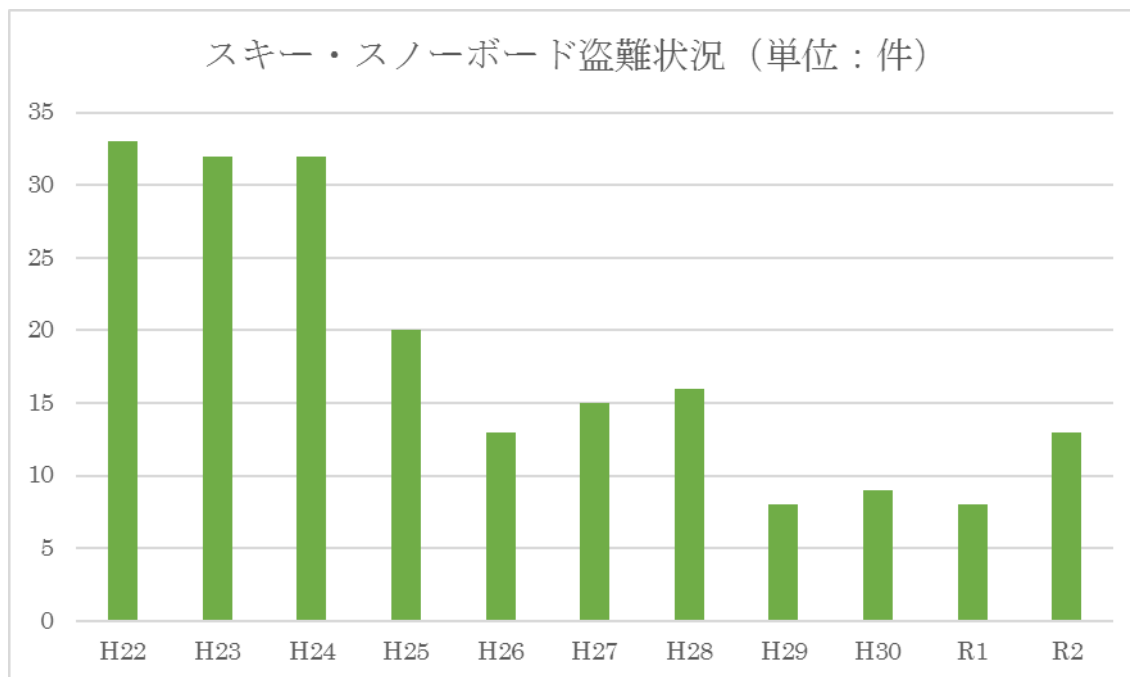
*その他…窃盗犯が複数となる占有離脱(例：自転車盗で最初に自転車が存在した地点からさらに別の犯人が異なる地点まで乗っていたケースなど)や置き引きが挙げられます。

*万引きや自転車盗は重大犯罪のきっかけとなる場合が多いと言われており、「ゲートウェイ犯罪」と呼ばれています。

資料：妙高警察署

4 スキー・スノーボードの盗難状況

冬期間のスキー場や宿泊施設での被害がほとんどです。なお、近年は外国人が被害にあうケースも発生しています。



区分	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
件数	33	32	32	20	13	15	16	8	9	8	13

資料：妙高警察署

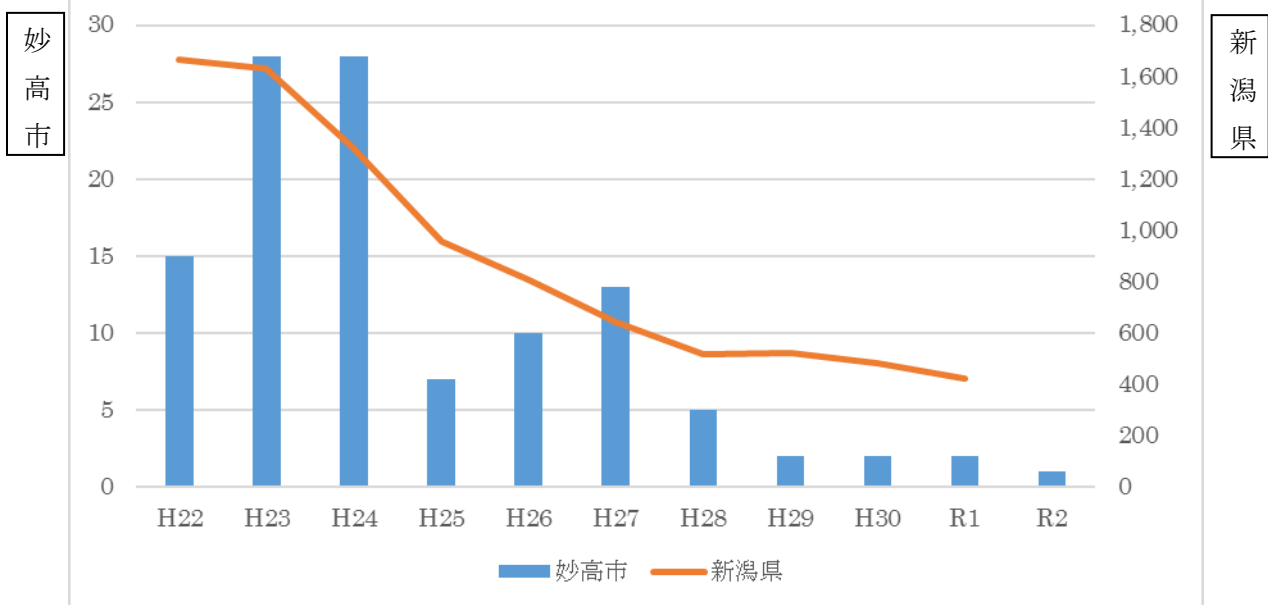
5 非行少年の検挙状況

県内及び市内ともに減少傾向にありますが、依然として撲滅には至っていません。市内で検挙される罪種としては粗暴犯や窃盗がほとんどとなっています。

また、検挙に至らないまでも喫煙や深夜徘徊などで補導される事案も発生しています。

なお、令和2年中の市内における検挙件数は1件となっています。

非行少年の検挙状況（単位：件）



項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
妙高市	15	28	28	7	10	13	5	2	2	2	1
新潟県	1,667	1,630	1,321	958	810	643	519	522	483	424	データ未

資料：新潟県警察、妙高警察署

6 不審者情報

令和2年中の市内における、子ども対象の声かけ・つきまといなどの不審者事案は4件発生しています。

必要に応じて、みょうこう安全・安心メールを配信することとなっています。

資料：妙高警察署

7 振り込め（特殊）詐欺被害認知件数

オレオレ詐欺や架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金等詐欺の4つを「振り込め詐欺」といいます。現在のような電話による手法が活発化したのは平成13年頃からで、メディアにも多く取り上げられました。県内の状況は、平成20年までは300件以上の被害が発生していましたが、各種対策により平成23年には100件以下まで減少しました。

しかしながら、平成24年は県内における被害件数、被害額が急増、平成25年は一旦減少したものの、翌年以降は再び増加傾向にあります。

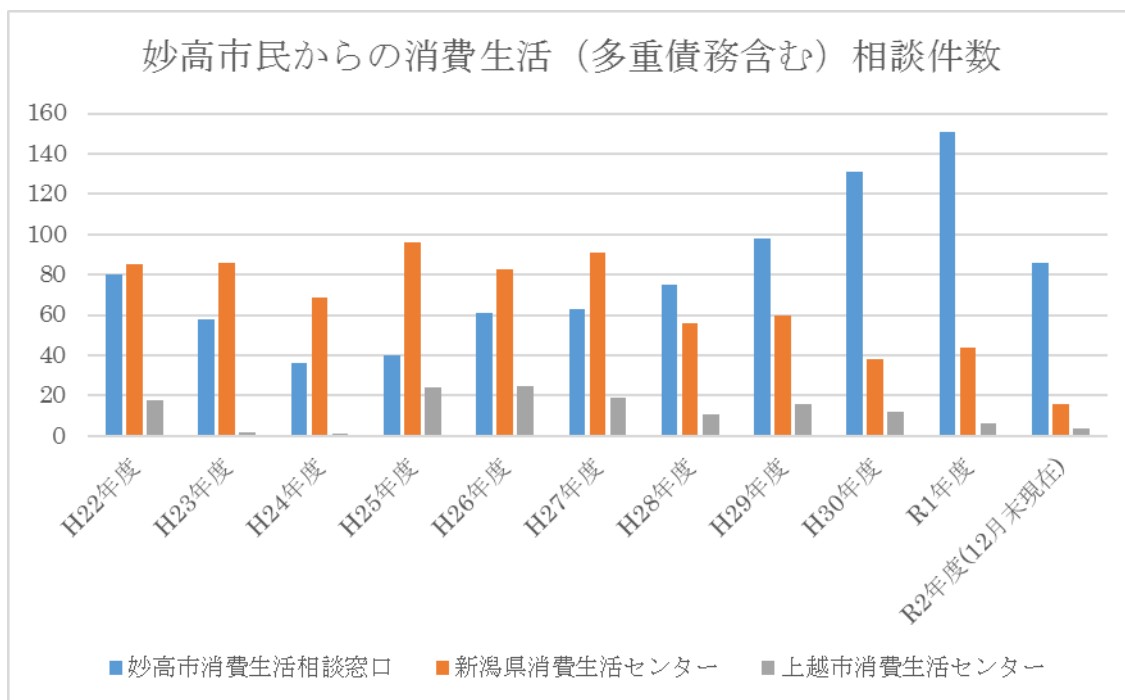
市内では、平成26年以降、毎年複数件の被害が発生しており、1件あたりの被害額が大口化する傾向がみられます。

第2節 消費生活相談の現状

1 各種相談窓口への妙高市民からの相談件数と相談内容

平成28年度から市民総合相談室を開設し、専門の消費生活相談員を配置したことにより、市の相談窓口への相談件数が増加しました。

相談内容については、契約トラブルや注文していない商品の送り付け、インターネットでのトラブル（架空料金請求など）についての相談が増加傾向にあります。



区分	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度 (12月末現在)
市窓口	80	58	36	40	61	63	75	98	131	151	86
県センター	85	86	69	96	83	91	56	60	38	44	16
上越センター	18	2	1	24	25	19	11	16	12	6	4

○市窓口…平成28年度から妙高市市民総合相談室内に消費生活相談員を配置(相談員と環境生活課で相談を受付した合計)

資料：センターレポート（新潟県消費生活センター）

2 年代別相談割合（新潟県全体）

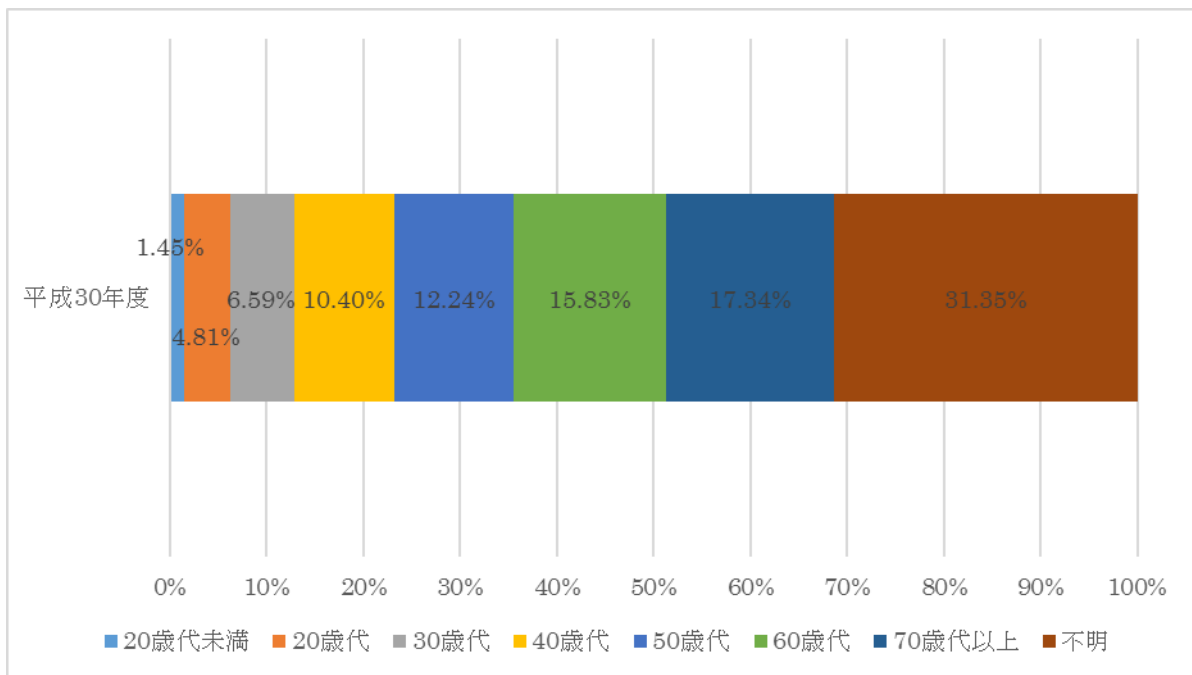
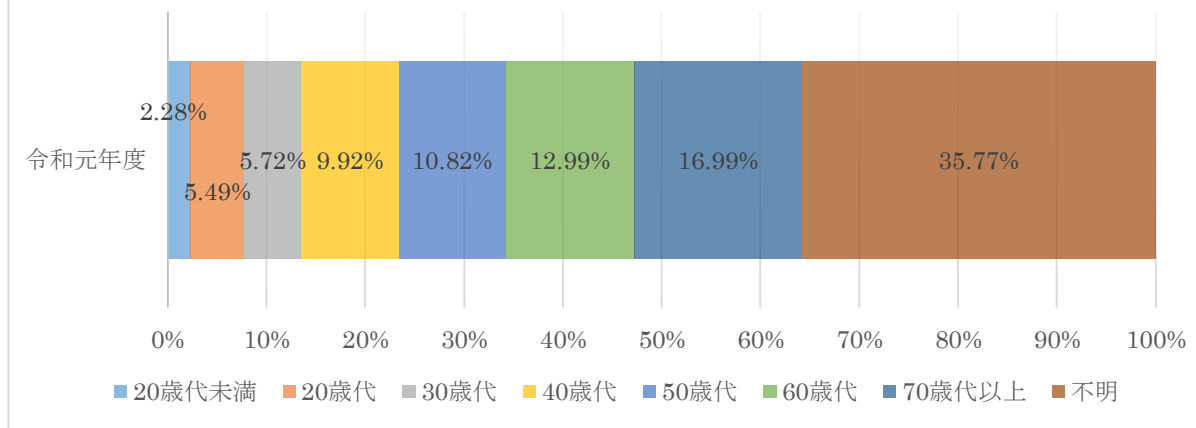
令和元年度は、新潟県消費生活センターへの年代別相談割合で最も多いのが、70代以上（16.99%）、次いで60代（12.99%）、50代（10.82%）となっています。

平成30年度に比べると、10代以下の相談が増加し、ほかの年代では減少しています。

*相談件数合計：令和元年度…4,425件 平成30年度…5,116件

*相談方法…来所・電話・文書

年代別相談割合（新潟県消費生活センター）

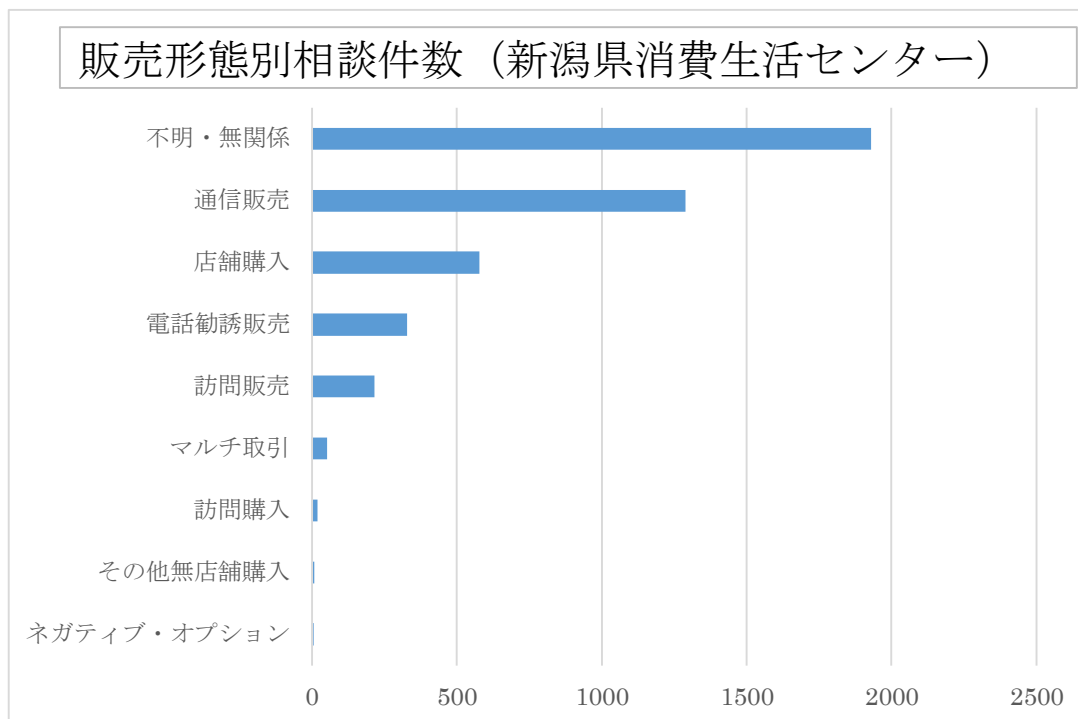


資料:センターレポート(新潟県消費生活センター)

3 販売形態別相談件数（新潟県全体）

新潟県消費生活センターへの相談内容の多様化が進んでいますが、店舗購入、通信販売、訪問販売、電話勧誘販売が大半を占めています。なお、市内においてはインターネットトラブルによる相談が増加しています。

【令和元年度 販売形態別相談件数】



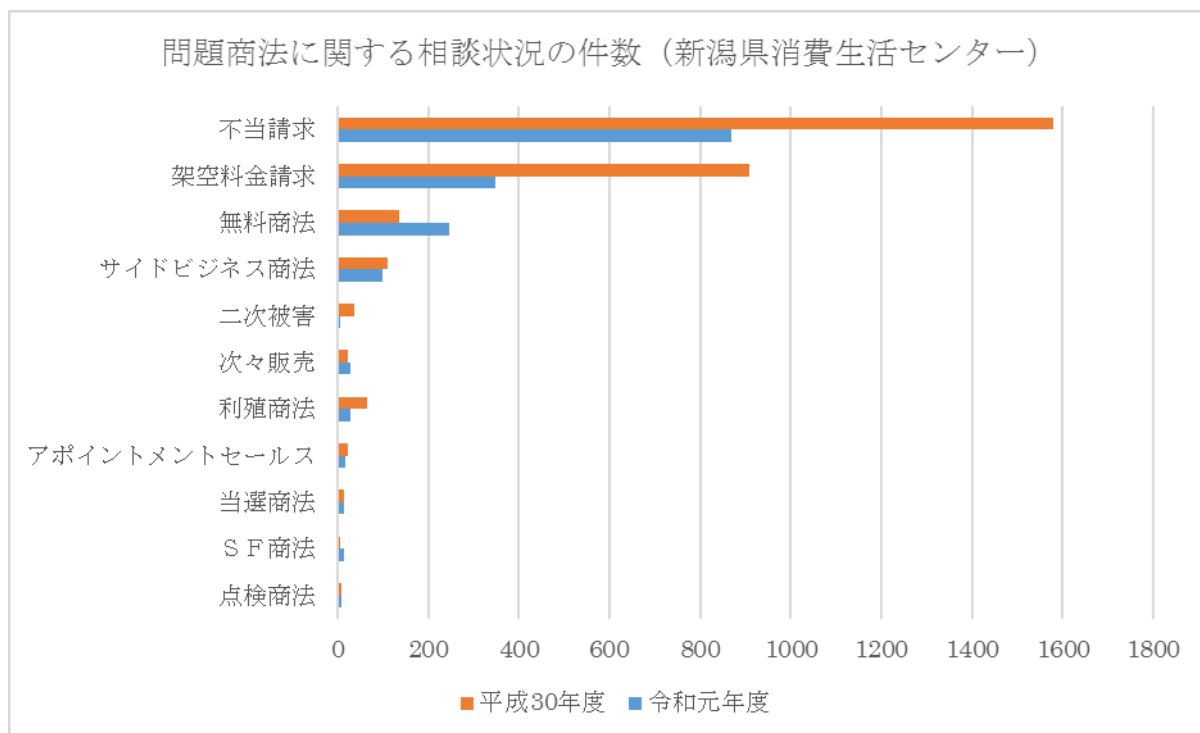
<用語の説明>

- マルチ取引…商品を購入し、自分もまた商品の買い手を探し、加入者を増やしていくもの
- 送り付け商法…注文していないのに一方的に商品と請求書を送りつけてくるもの
- その他…展示販売等

資料：センターレポート（新潟県消費生活センター）

4 新潟県消費生活センターへの問題商法に関する相談状況

販売方法に問題がある「問題商法」では、不当な取り立てや架空請求による不当請求についての相談が大半ですが、「無料」をセールストークにして商品売りつける無料商法も依然として多くなっています。



区 分	令和元年度	平成 30 年度	用 語 の 説 明
不 当 請 求	869	1,579	二重請求、不当な取り立て、ワンクリック請求など
架 空 料 金 請 求	349	909	根拠のない架空の請求をして、支払わせようとするもの
無 料 商 法	246	136	「無料」をセールストークにして商品売りつけるもの
サイドビジネス商法	99	111	副業や内職になるといって何らかの契約をさせるもの
二 次 被 害	7	36	一度被害にあった人を再び勧誘し被害を与えるもの
次 々 販 売	27	24	一人の消費者に次々と商品やサービス売りつけるもの
利 殖 商 法	28	66	利殖になることを強調して投資や出資をさせるもの
アポイントメントセール	17	24	電話で事務所やファミリーレストランなどに呼び出し、言葉巧みに商品売りつけるもの
当 選 商 法	15	13	「当選した」「景品が当たった」など、特別扱いであると思わせて契約させるもの
S F 商 法	15	5	人を集め日用品などを無料で配り、雰囲気盛り上げて高額商品売りつけるもの
点 検 商 法	8	9	点検を口実に家に上がりこみ、不安をあおって、住宅リフォームなどを契約させるもの

資料：センターレポート（新潟県消費生活センター）

5 弁護士無料相談の現状

市では、平成 21 年度から、弁護士無料相談会を毎月 1 回実施していますが、相談件数は減少傾向にあります。これは新潟県消費生活センターのほか、新潟県弁護士会や日本クレジットカウンセリング協会など、多方面での無料相談窓口の充実が要因と考えられます。

項目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
弁護士無料相談	23	24	3	3	8	4	2	2	3	0	2
うち消費生活相談	7	9	8	0	5	2	2	2	3	0	2
市への相談件数	80	58	36	40	61	63	82	98	131	151	86

第3節 市民の意識調査

平成 30 年 4 月、市民 1,000 人を対象に、「まちづくり市民意識調査」を行いました。

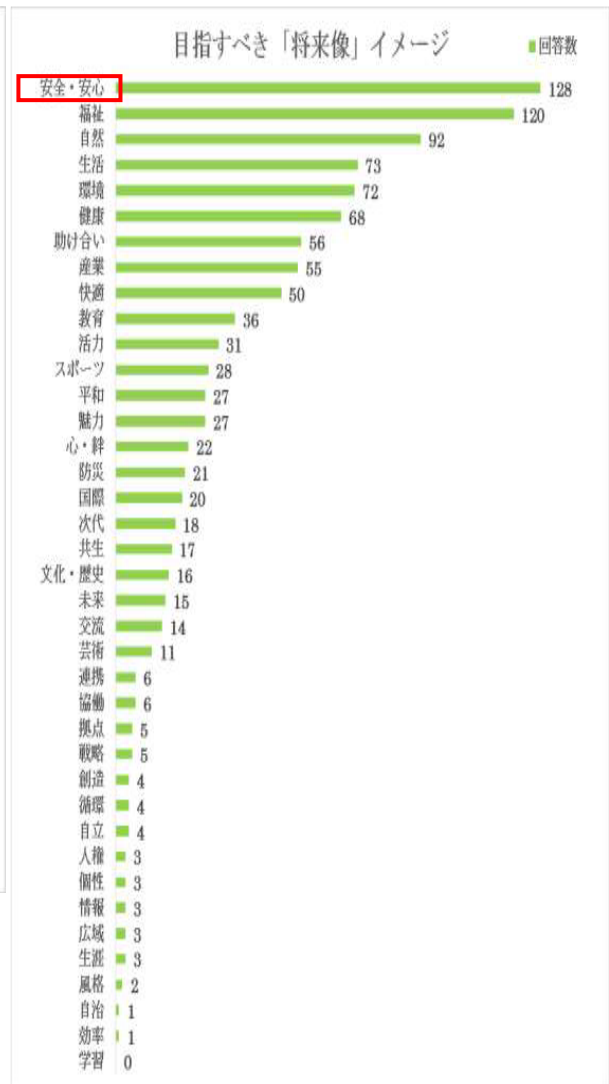
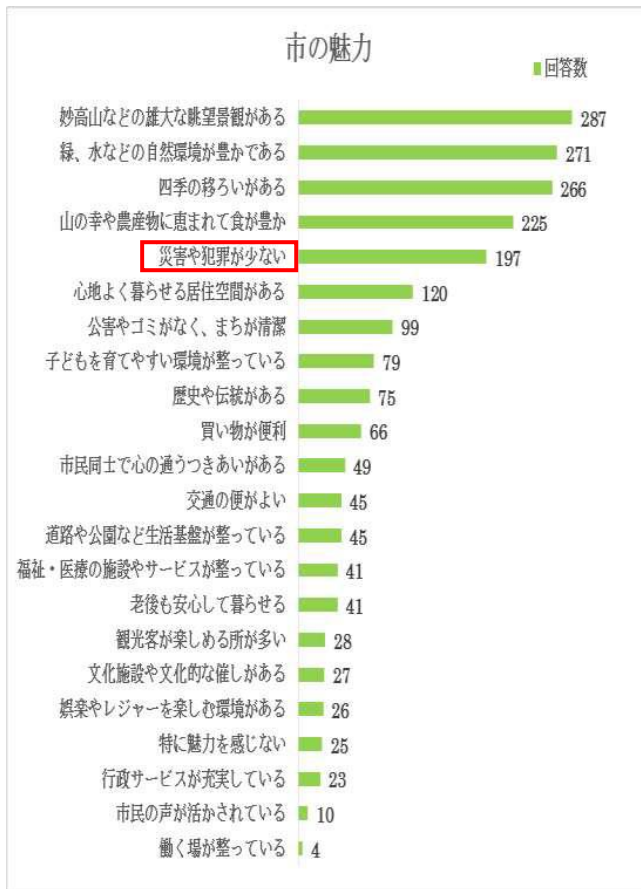
この結果、市の魅力を感じる点として、「災害や犯罪が少ない」との回答が 5 番目に多くなっているほか、市が目指すべき将来像について、「安全・安心」との回答が最も多くなっています（前回調査と同様の結果）。

また、まちづくり（主要施策 46 項目）の満足度・重要度が明らかになりましたが、「防犯対策の推進」については、満足度が 4 位、重要度が 14 位と、いずれも上位に入っています（前回調査より満足度が 5 ランク、重要度が 7 ランクアップ）。

これらのことから、市民の安全・安心なまちづくりに対する期待は大きく、引き続き、防犯対策を実施していく必要があります。

<まちづくり市民意識調査>

1. 調査項目 市の「魅力」と「住みよさ」、施策別の満足度と重要度など
2. 調査対象 市内在住の 15 歳以上の市民 1,000 人（無作為抽出）
3. 調査期間 平成 30 年 4 月 4 日～4 月 30 日
4. 回答者数 404 人（回収率：40.40%）



主要施策の満足度・重要度一覧表

項目	満足度	重要度
	順位	順位
ガス・水道の安定供給	1	11
健全な財政運営の推進	2	18
生活排水対策の推進	3	24
防犯・交通安全対策の推進	4	14
豊かな自然環境の保全と活用	5	21
防災体制の確立	6	5
幼児の教育・保育環境の充実	7	13
総合的な健康づくりの推進	8	15
子育て支援の充実	9	7
健やかな心と体の育成	10	20
生涯スポーツの推進と競技スポーツの振興	11	41
学びの環境づくり	12	36
資源循環のまちづくり	13	32
良質な住環境づくり	14	19
要保護児童等への適切な支援	15	26
医療保険制度等の持続的運営	16	4
豊かな心の育成と市民主体の地域づくり	17	38
快適な生活環境の確保	18	9
学習環境の整備	19	23
地域コミュニティの維持・再生	20	39
芸術文化の振興	21	46
確かな学力の育成	22	17
地域での助け合い、支え合いの推進	23	22
人権意識の向上	24	42
歴史資産の保護と活用	25	44
地域包括ケアシステムの充実	26	29
男女共同参画社会の実現	27	43
克雪対策の推進	28	1
道路ネットワークの推進	29	33
情報共有の推進	30	45
持続可能な行政経営の推進	31	28
障がい者の社会参加促進	32	30
生活保護受給者、生活困窮者の就労による自立促進	33	34
移住・定住の推進	34	31
四季を通じた観光誘客の推進	35	10
都市と農村の交流促進	36	40
効果的な観光情報の発信	37	8
生業として成り立つ農業経営の推進	38	35
農山村の保全と活用	39	37
並行在来線の維持と活用	40	27
観光客受入体制の充実	41	16
地域公共交通の維持	42	25
観光基盤の整備	43	12
雇用・労働環境の充実	44	2
企業誘致の促進と市内企業の活性化	45	3
商業の振興とにぎわいの創出	46	6

第3章 犯罪発生の一般的な背景と要因

犯罪発生の背景としては、様々な要因が指摘されていますが、一般的には、その背景や要因として以下のことが考えられます。

1 高齢化社会の進展と地域でのコミュニティ機能の低下

少子高齢化に伴う人口減少や過疎化の進展や、生活様式の多様化などから、地域の人間関係が薄れ、お互いの生活などに対して無関心な傾向が強まってきています。また、自治会運営や地域活動の継続も困難になりつつある中で、地域コミュニティの維持、活性化、住民同士による見守り機能が重要となっています。このような地域社会の一体感・連帯意識が希薄化してきていることが、防犯活動の停滞や犯罪が起きやすい環境を生み出しています。

2 思いやりや規範意識の希薄化

急激な社会経済環境の変化や自己中心的な風潮などにより、他人を思いやる心や規範意識が希薄化しています。また、インターネット上では、気軽に自身の考えを表現できる点はあるものの、顔が見えない特性や匿名性のため、誹謗中傷が増加するなど、自身が罪を犯すことの意識や抵抗感が薄くなっています。

3 一人ひとりの危機意識・防犯意識の欠如

地域や世帯によっては、住宅の戸締りや自転車の施錠、身の回りの安全確保など「このくらいは大丈夫」「自分だけは大丈夫」といった考え方が根強く見られるなど、従来からの地域風土の健全さから犯罪に対する危機意識が欠如していることで、犯罪が起りやすい環境を生み出しています。

4 高速交通網等の整備と情報化社会の進展

北陸新幹線の開通、上信越自動車道の四車線化など高速交通網の整備や、スマートフォン・インターネット・SNSの普及など、急速な情報化社会の進展により、生活の利便性が高まった反面、犯罪者にとっては短期間での犯行後、短時間で遠隔地まで逃亡できるなど、犯罪がスピード化、広域化、巧妙化しています。

5 犯罪を誘発しやすい生活環境

道路や公園などの公共施設だけでなく、個人の住宅やアパート、空き家などについても、防犯を視点とした対策が必ずしも十分であるといえない状況にあります。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、経済的に不安定な人が増加するなど、犯罪の発生につながる可能性のある社会情勢が続いています。

6 子どもを健全に育成する機能の低下

核家族化、共働き世帯の増加により、家庭における親と子のふれあう時間、地域における、子どもと大人が交流する機会の減少などにより、大人が他人の子どもに無関心になっており、本来地域社会に備わっていた子どもを健全に育成する機能が低下しています。

第4章 防犯対策の現状と課題

第1節 防犯対策の現状

(1) 自主防犯団体の活動

市では令和2年12月末現在、15団体（平成28年比 △1団体）が防犯パトロールなどを行っています。

このほか、自治会、地域づくり協議会などによる子どもの見守り活動などの取組が行われています。

＜県の調査における「防犯団体」の要件＞ ※防犯組合は対象に含まない。

- ①1ヶ月に1回以上活動（集会・情報交換会を除く）があること
- ②構成人数が5人以上であること
- ③継続的な活動を行っていること

(2) 学校安全ボランティアによる防犯活動

市内の各小中学校では、保護者や地域住民等が学校安全ボランティアとして登録されており、市で作成した帽子やタスキを身に付けて子どもの下校時の誘導などを行っています。

令和2年12月末現在、194人の登録があります（平成28年比 △139人）。

(3) みょうこう安全・安心メールの配信

インターネットのメール機能を利用して、あらかじめパソコンや携帯電話のメールアドレスを登録した方に、不審者事案や火災発生などの緊急情報を配信する「みょうこう安全・安心メール」を平成18年6月から運用しています。

令和2年12月末現在、約3,500人の登録があります（平成28年比 +700人）。

(4) 「こども110番の家」の設置

新潟県警察が、自治体、教育委員会、学校、PTA、自治会等と連携し、地域の協力により、児童・生徒等が「声かけ」や「つきまとい」などの身の危険や不安を感じたときに、直ちに駆け込み、救助を求められる緊急の避難場所として「こども110番の家」を設置しています。

令和2年12月末現在で市内では375箇所を設置されています（平成28年比 △37箇所）。

(5) 「110ばん協力車」の取組

「110ばん協力車」と記載したシールステッカーを車のリアガラスに貼り付け、運転中に事故、事件、不審者等を発見した場合に速やかに110番（または119番）通報するもので、市内の事業所等に協力を依頼しています。このほか、各事業所等において独自の「ながら防犯パトロール」が実施されています。

令和2年12月末現在、事業所・団体・個人から構成される49件465台の登録があります（平成28年比 △4件 △22台）。

(6) 青色回転灯パトロールの実施

防犯活動の実施を表す「青色回転灯」を車に取り付けて、主に子どもの下校時間にあわせた防犯パトロールを行っています。

令和2年12月末現在、庁用車6台のほか妙高青年会議所など17台の登録があります。

(7) 防犯ネットワークづくり

妙高警察署、事業所、各種団体、市で構成される妙高地区防犯協会を中心に、活動事例の学習や情報共有を進め、連携促進を図ることによって、隙のない防犯活動を目指しています。

また、地域、学校（PTA）などが実施している「安全点検」や「通学路点検」についても、その内容を関係機関が共有することで迅速な対応に努めています。

(8) 防犯教育の実施

市では、妙高警察署や市消費者協会と連携し、学校（子ども）や地域（高齢者）を中心に、不審者対策、悪質商法・詐欺被害防止のポイントなどを学ぶ防犯講習会、消費生活講座を実施しています。

このほか、高齢世帯訪問や朝市等での啓発チラシの配布、事業所に対する防犯指導も行っています。

<令和2年度の実施状況>

○園児・児童・生徒・保護者・高齢者に対する防犯教育（交通安全合同含）11回

○事業所が主催する防犯講習会等における指導 3回（妙高警察署）

※新型コロナウイルス感染症のため、開催を限定して実施

(9) 防犯灯の設置

令和2年12月末現在、市内では6,029基の防犯灯が設置されています。

(10) 学校・認定こども園・保育園における安全対策

県条例による「学校等における子どもの安全確保のための指針」に基づき、学校、認定こども園、保育園（以下「学校等」という。）において子どもの安全確保を行っています。

また、市内の全小中学校において、携帯電話やスマートフォン、インターネットなどの利便性と危険性を理解するための情報モラル教育を実施しています。

<令和元年度の各学校の実施状況>

- 集団登・下校の実施 8校（全小学校）
- 職員による校区内の巡回パトロール 11校（全小中学校）
- 安全教室・不審者対応訓練 11校（全小中学校）
- 安全マップ整備などによる一人下校区間の把握 11校（全小中学校）
- 子ども110番の家の確認 8校（全小学校）
- 学校安全ボランティアの設置 7校
- 通学路合同安全点検の実施 1回（全小中総合支援学校対象）
- 情報モラル教育の実施 11校（全小中学校）
- 玄関のオートロック化及びインターホン設置 12校（全小中総合支援学校）

※令和元年度までに設置した校数

<令和元年度の各保育園・こども園の実施状況>

- 登・降園時における保護者の確認 11園（全園）
- 出入口・窓の施錠の徹底 11園（全園）
- 玄関のインターホン設置（来訪者との通話可） 6園

※令和元年度までに設置した園数

(11) 地域における見守り活動の強化

平成26年度以降、市と事業所との間で地域の見守り活動に関する協定を締結しました。また、県でも同様の協定を締結しています。事業所は、日常の事業活動における「ゆるやかな見守り」として、高齢者や障がい者、子どもなどの異変を察知し、発見した場合には県や市にその状況を連絡してもらうという仕組みです。

<市の協定締結先>

- 新井商工会議所・妙高高原商工会・妙高商工会…平成26年8月
- 日本郵便株式会社（妙高市内郵便局・高田郵便局）…平成27年4月
- えちご上越農業協同組合…平成27年4月
- 新井信用金庫…平成28年2月
- あいおいニッセイ同和損害保険…平成29年4月

<県の協定締結先>

- 新潟県宅地建物取引業協会…平成 19 年 10 月
- N I C新潟日報販売店会・県民生委員児童委員協議会…平成 20 年 8 月
- 生活協同組合コープにいがた…平成 25 年 1 月
- 新潟県朝日会（朝日新聞販売店会）…平成 26 年 2 月
- 新潟県北部・南部読売会（読売新聞販売店会）…平成 26 年 2 月
- 新潟雪印メグミルク協会…平成 27 年 2 月
- ヤマト運輸株式会社…平成 27 年 9 月
- 新潟県信用金庫協会…平成 28 年 2 月
- 株式会社セブン-イレブン・ジャパン…平成 28 年 8 月
- 第一生命保険株式会社新潟支社・長岡支社…平成 29 年 2 月
- 東日本電信電話株式会社新潟支店…平成 29 年 2 月
- 明治安田生命保険相互会社…平成 29 年 9 月
- 株式会社マルイ…平成 30 年 9 月
- 株式会社カワマツ…平成 30 年 9 月
- 生活協同組合コープクルコ…平成 31 年 2 月
- 日本生命保険相互会社…平成 31 年 2 月

(12) 振り込め（特殊）詐欺対策の強化

県全体で振り込め（特殊）詐欺被害が急増したことを受け、新潟県警察では関係団体とも連携し、平成 27 年度に「特殊詐欺撲滅対策推進協議会」を設立し、さらには県弁護士会との間で全国初の「特殊詐欺の撲滅に向けた連携及び協力に関する協定」を締結しました。

しかしながら、金融機関などでの未然防止も強化されてはいるものの、手口が巧妙化かつ劇場型化していることもあり、被害が減っていないのが現状です。

市の対策としては、住民の意識啓発を図るための取組を中心としてきましたが、その対策だけでは限界にきていることから、平成 27 年度から県の補助事業を活用し、「妙高市通話録音装置普及モニター事業」を開始し、通話録音装置の貸出を開始しました。令和 2 年 12 月末現在で 17 台を貸出しています。

また、防犯機能付き電話の購入促進のため、市ホームページにおいて、防犯機能付き電話が購入可能な市内事業所（新井頸南電機商組合加盟店）の一覧を掲載しました。

妙高地区防犯協会では、令和 2 年 5 月に、防犯機能付き電話のプレゼントキャンペーンを実施しました。厳正なる抽選のうえ、妙高警察署管内に居住する 65 歳以上の高齢者 10 人に対し、防犯機能付き電話を贈呈しました。

最近の被害傾向として、SNSを利用した、比較的若い世代を狙った電子マネーギフト券を購入させる手口の架空料金請求詐欺も発生していることから、コンビニエンスストアや金融機関などへの妙高警察署による指導も強化されています。

※通話録音装置…家庭の電話回線と固定電話機の間に接続し、電話の着信があった際に詐欺被害防止の警告メッセージを流した後に会話内容を自動録音するという機能を備えた装置

※防犯機能付き電話…電話の着信があった際に詐欺被害防止の警告メッセージが流れる機能を備えた電話機

(13) 消費生活相談窓口の開設

市民の皆さんが利用しやすく、また迅速にトラブル等を解決することを目的に、妙高市市民総合相談室内に専任の「消費生活相談員」を配置し、相談への対応を行っています。

(14) 消費者安全確保地域協議会の設置

高齢消費者、障がい消費者、認知症等により判断力が不十分となったかたの消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会」を平成31年度から設置しました。

必要に応じて会議を開催し、消費者被害の拡大防止や未然防止に努めます。

第2節 防犯対策の課題

(1) 地域の助け合い・支え合いの促進

都市化や核家族化の進展、生活様式の多様化などにより、地域の人間関係や規範意識が希薄化し、お互いの生活などに対して無関心な傾向が強まっています。

このような中、不審者を寄せつけない、犯罪が起こりにくい環境づくりには、日頃から地域住民同士のコミュニケーションづくりが重要であり、誰もが「地域の安全は自分たちが守る」という意識を高める必要があります。

子どもや高齢者などのいわゆる犯罪弱者をねらった犯罪に対しては、家族、地域が一体となった見守り活動や、地域ぐるみの支え合いが必要となっています。

しかしながら、ある日突然、犯罪等の被害に遭い、その日を境に、これまで平穩だった生活が一変してしまうことは、誰の身にも起こり得ることです。

被害に遭われたかたが、平穩な生活に少しでも近づけるよう、支援や配慮、理解の促進が求められています。

(2) 「自分の安全は自ら守る」という意識の醸成

社会経済環境の大きな変化により、誰もが犯罪にあってもおかしくないという危機認識が不足し、犯罪防止は警察の役割であるという考えが強くなっている状況にあります。

しかし、インターネットを利用した販売や訪問販売、押し買いなど、犯罪やトラブルは、警察力だけでは犯罪を未然に防ぐことが難しい面もあります。

そのため、日頃から一人ひとりが「自分の安全は自ら守る」という意識を持ち、犯罪に遭遇した場合の対応などを身に付ける必要があります。

また、市における犯罪の多くは窃盗犯罪であり、無施錠であったために被害にあうケースが多いことから、市民に対する速やかな防犯情報の提供や意識啓発が必要です。

(3) 情報化社会等への対応

情報化社会の進展にともない、パソコンや、スマートフォン・ゲーム機などの端末から、インターネットに容易にアクセスすることが可能となりました。特にスマートフォンの普及によって、誰でも・いつでも・どこでもインターネットやSNSにアクセスすることができ、利便性が向上した反面、これらの端末によって大人だけでなく、子どもも被害に巻き込まれることが懸念されます。市教育委員会では、市内小中学生が「妙高市インターネットの利用等に関するこども宣言」をしたことにより、情報教育も行っていますが、適正な利用は難しいのが現状です。

こうしたインターネット等を利用した犯罪は、一般的に匿名性が高く、相手の特定が困難であることや、インターネットは全世界に通じていることから、誰でも・いつでも犯行が可能で、被害が広域に及ぶことなど、問題も多くあります。

そのため、インターネット等を利用した犯罪に対する的確な情報提供とあわせ、継続的な意識啓発が必要です。

(4) さまざまな団体等との連携・協力

近年、高齢化や過疎化の進展により、コミュニティ機能が弱体化する傾向にあります。

こうした状況を受け、防犯機能の低下を防ぎ、維持するため、自治会まかせにするのではなく、防犯活動団体やPTA、事業所・高齢者団体など、各活動団体の情報交換や情報共有により、連携を促し、地域が一体となって犯罪を防止する取組を行うことが必要です。

(5) 広域的な取組の促進

犯罪は、一つの地域で対策を講じても、犯罪者は転々と移動するため、効果が見込めないことがあります。

また、近年は高速自動車道や新幹線等の整備により、都市部に多いとされていた凶悪犯罪などが地方に及ぶことなどが懸念されます。

そのため、自治会や地域、市の枠を越えた、広域的な取組・連携により、犯罪の発生を防止することが必要です。

(6) 犯罪を起こしにくい環境づくり

道路や公園などの公共空間は、防犯への配慮が不十分な面もあります。そのため、見通しがきくとともに、死角が生じないことなど、防犯に配慮した施設整備や改善策を講じる必要があります。

観光地での宿泊施設の閉鎖、高齢化や過疎化の進行による空き家の増加などは景観上だけでなく、防犯面でも懸念されています。

そのため、空き家等の実態を把握し、適正な管理が行われるよう、所有者等に継続的に働きかけることが必要です。

第5章 安全・安心なまちづくりの基本方向と目標

第1節 安全・安心なまちづくり推進の基本方向

市条例に定める基本理念をもとに次の4つの基本方向を柱とし、条例制定の目的である「市民をはじめ、訪れるすべての人々が安全で安心して暮らし、過ごすことができる地域社会の実現」を目指します。

また、安全・安心なまちづくりの取組は、思いやりや助け合い、感謝の気持ちなど、この地に脈々と受け継がれてきた「妙高市民の心」の拡充にもつながるものであり、市民等、妙高警察署、その他関係機関、市が協力・連携しながら、一体となって実施します。

1 地域や家庭における防犯意識の高揚と自主的活動の促進

防犯に対する市民への情報提供や意識啓発を継続的に行うとともに、自らの地域や家庭は自らが守るという連帯意識のもと、市民、防犯活動団体等が、それぞれの自主的な活動を活性化し、連携を深めていくための取組を促進します。

また、犯罪被害に遭われたかたが受けた被害の回復や軽減、生活の再構築を支援します。

2 防犯上の配慮を要する者を支え合う地域社会の形成

特に防犯上の配慮を要する子ども、高齢者、障がい者など、いわゆる「犯罪弱者」が犯罪にあわないよう、安全教育や啓発活動を行うとともに、「見守りの姿勢」を地域全体で堅持する取組を進めます。

3 市民等・関係機関・市の連携による犯罪の防止

地域ぐるみの防犯活動により犯罪の防止を図るため、市が基本的な方向を示すとともに、市民等、妙高警察署その他関係機関、市が情報を共有する中で一体となった「地域防犯力」を高めるための推進体制づくりを進めます。

4 すべての人が安全で安心して過ごすことができるための環境整備

市民をはじめ、観光・交流などにより本市を訪れるすべての人が犯罪への不安がなく、安全で安心して過ごせるよう、各施設等の防犯性に配慮した環境整備を促進します。

第2節 計画の基本目標等

1 基本目標

「市民をはじめ、訪れるすべての人々が安全で安心して暮らし、過ごすことができる地域社会の実現」を計画の基本目標とします。

2 重点目標

計画の基本目標を達成するために、重点的に取り組む項目について、数値目標を設定します。

項目	指標の説明	算出方法	現況値 (R2) ※12月末現在	本計画 目標値 (R6)	【参考】 総合計画 目標値 (R6)
① 犯罪発生件数	防犯対策の効果を 示す指標	市内で発生した 犯罪件数 (年)	142 件	125 件	125 件
② 振り込め (特殊) 詐欺の発生件数	防犯対策の効果 及び高齢者の安全 性を示す指標	市内で発生した 犯罪件数 (年)	6 件	0 件	—
③ 地域・学校・園での 防犯講習会の 実施回数	防犯対策の状況 を示す指標	実施回数 (年度)	11 回	40 回	—
④ 不審者の発生件数	子どもの安全性 を示す指標	発生件数 (年)	4 件	0 件	—

3 その他の数値目標

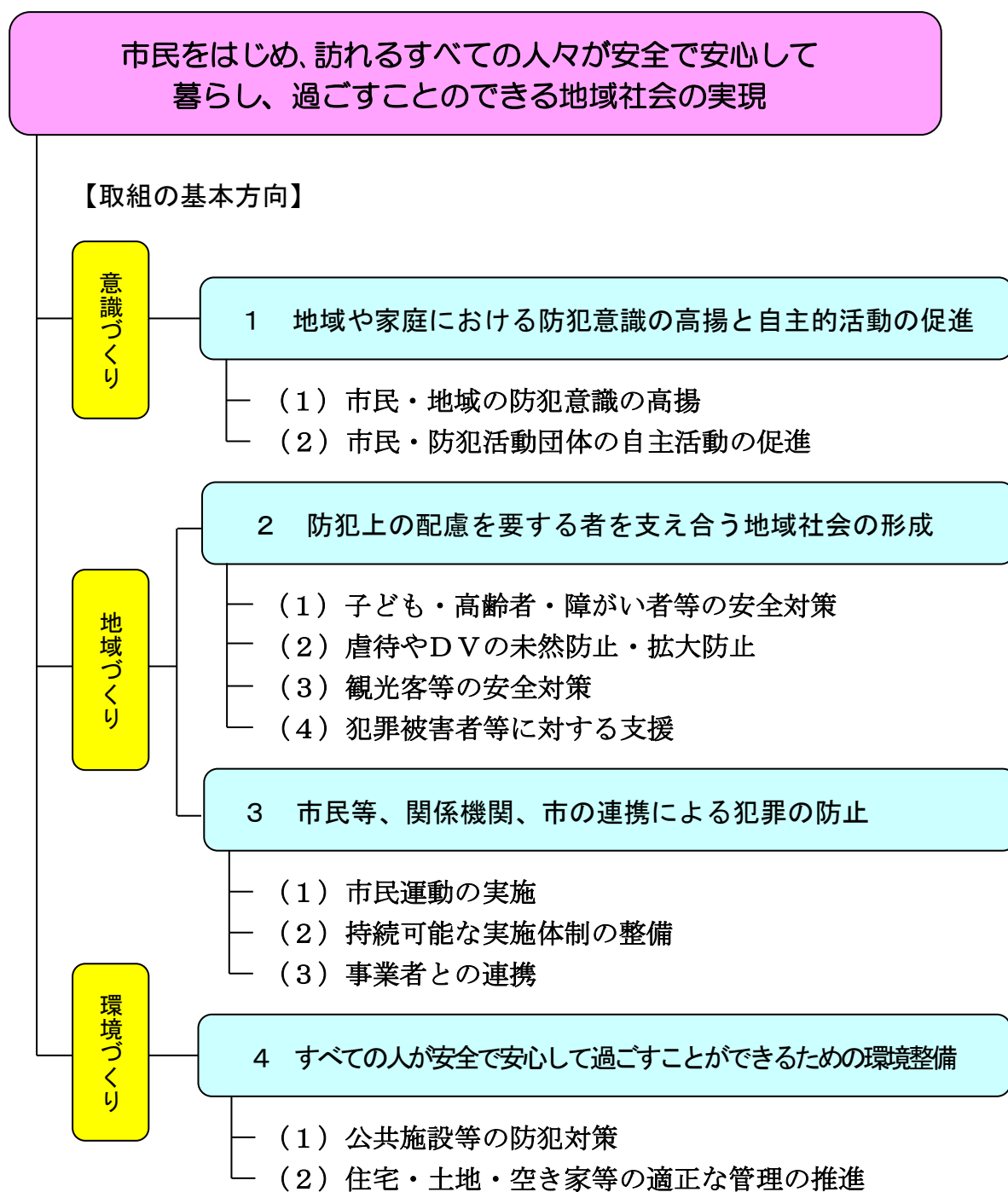
計画の基本目標を達成するために必要な施策の主なものについて、数値目標を設定し、第6章第2節「施策の展開」の中で示します。

第6章 施策の展開

第1節 施策の体系

計画の基本目標を達成するため、4つの基本方向のもと、それぞれの具体的な施策を展開することで、安全・安心なまちづくりを推進していきます。

【計画の基本目標】



第2節 施策の展開

1 地域や家庭における防犯意識の高揚と自主的活動の促進

防犯に対する市民への情報提供や意識啓発を継続的に行うとともに、自らの地域は自らが守るという連帯意識のもと、市民、防犯活動団体等が、それぞれの自主的な活動を活性化し、連携を深めていくための取組を促進します。

(1) 市民・地域の防犯意識の高揚

「自らの安全は自らで守る」という市民の自主防犯意識や「地域の安全は地域で守る」という地域の防犯意識を醸成するため、的確な情報提供とあわせ、積極的な意識啓発を図り、市民による自主的な防犯活動を促進します。

① 防犯に必要な情報の提供

市の広報紙やホームページ・防災行政無線のほか、みょうこう安全安心メールや、SNSの活用などにより、振り込め詐欺や不審者への注意喚起、家庭でできる防犯対策など、防犯に必要な情報提供を積極的に行います。

具体的な取組手法	現況値 (R2) ※12月末現在	目標値 (R6)	取組体制						
			◎:実施主体			○:協力・参加・支援			
			市	警察	市民	団体	事業者	土地等所有者	
広報紙等を通じた防犯情報の提供	随時	随時	◎	◎					
みょうこう安全安心メールの活用と登録の促進	登録者数 3,526人	登録者数 4,000人	◎	○					

② 市民・地域への啓発活動

安全・安心なまちづくりへの市民等の関心と理解を深めるため、防犯講習会の開催など日常的な啓発とあわせ、市条例で定める「防犯月間」及び「防犯の日」における、重点的な広報・啓発活動を行います。

また、地域で行われる交通安全などの各種活動の機会をとらえて、防犯についての意識啓発を図ります。

具体的な取組手法	現況値 (R2) ※12月末現在	目標値 (R6)	取組体制					
			◎:実施主体			○:協力・参加・支援		
			市	警察	市民	団体	事業者	土地等所有者
広報紙等を通じた防犯情報の提供（再掲）	随時	随時	◎	◎				

③ 消費者被害の防止

販売方法に問題がある悪徳商法や振り込め詐欺などによる消費者被害を防ぐため、詐欺被害防止に有効な防犯機能付き電話の普及や通話録音装置の貸出、消費者協会などと連携した被害事例や未然防止策の情報提供など、啓発活動を行います。

また、「消費生活相談員」を中心とした消費生活相談窓口を市役所内に開設し、県消費生活センターなどと連携することにより、市民に対して、被害の相談だけでなく未然防止のための機会を提供することで、消費生活相談機能の充実を図ります。

具体的な取組手法	現況値 (R2) ※12月末現在	目標値 (R6)	取組体制					
			◎:実施主体			○:協力・参加・支援		
			市	警察	市民	団体	事業者	土地等所有者
広報紙等を通じた消費者被害の事例紹介や注意喚起	月1回	月1回	◎	○				
消費生活相談員による消費生活相談及び多重債務窓口の開設	常設	常設	◎	○				
弁護士による無料相談会の実施	月1回	月1回	◎	○				
悪質商法や振り込め詐欺の被害防止、インターネットトラブル防止等の消費生活講座の開催	—	年1回	○	○	○	◎	○	
通話録音装置の貸出	17台	21台	◎	○				

(2) 市民・防犯活動団体の自主活動の促進

地域等で実施する自主的な防犯活動を活性化するため、学習機会の提供など、必要な支援を行います。

① 防犯活動団体への支援

イベントや広報紙などを通じて、積極的に防犯活動を行っている団体等の紹介を行うほか、自主防犯パトロールの普及促進及び防犯活動に必要な帽子やベストなど用具の提供などの支援を行います。

具体的な取組手法	現況値 (R2)	目標値 (R6)	取組体制					
			◎:実施主体			○:協力・参加・支援		
			市	警察	市民	団体	事業者	土地等 所有者
防犯活動団体などの防犯活動の実態調査	随時	随時	◎	○	○	○	○	
広報紙等を通じた防犯活動団体等の取組紹介	随時	随時	◎	○	○	○	○	
防犯活動に必要な情報の提供と用具の支給	随時	随時	◎	○		○		

② 防犯に関する学習機会の提供

地域における効果的な防犯活動の方法や、子ども、高齢者、障がい者が犯罪にあわないための知識習得などを目的とする防犯講習会を地域の特徴や年代にあわせ、妙高警察署等の関係機関との連携により開催します。

具体的な取組手法	現況値 (R2)	目標値 (R6)	取組体制					
			◎:実施主体			○:協力・参加・支援		
			市	警察	市民	団体	事業者	土地等 所有者
地域や家庭における防犯対策をテーマとした防犯講習会の開催 ※地域や学校等での交通安全教室にあわせて行うものを含む	年 11 回	年 40 回	◎	○	○	○	○	

③ 地域ぐるみの防犯活動の推進

防犯活動団体や自治会などに対して、見通し、死角、暗がりなどの確認を行う「安全点検」の実施を働きかけ、点検の結果における問題点については、地域と行政機関等で解消を図ります。

また、「妙高市民の心推進事業」と連動し、隣近所同士のあいさつ、声かけ、外出時の施錠の徹底などを呼びかけ、地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

具体的な取組手法	現況値 (R2)	目標値 (R6)	取組体制					
			◎:実施主体			○:協力・参加・支援		
			市	警察	市民	団体	事業者	土地等 所有者
防犯活動団体等による見回り活動の実施	随時	随時	○	○	○	◎		
防犯活動団体や自治会による「安全点検」	実施数 15 団体	実施数 15 団体	○	○	○	◎		
妙高市民の心推進事業と連動した子どもの見守り・声かけ活動の実施	年 2 回	年 2 回	○	○	○	◎	○	

2 防犯上の配慮を要する者を支え合う地域社会の形成

特に防犯上の配慮を要する子ども、高齢者、障がい者など、いわゆる「犯罪弱者」が犯罪にあわないよう、安全教育や啓発活動を行うとともに、「見守りの姿勢」を地域全体で堅持する取組を進めます。

(1) 子ども・高齢者・障がい者等の安全対策

子どもが犯罪にあわないよう、防犯パトロールの実施や、学校・通学路において県条例に基づく「学校等における子どもの安全確保のための指針」などによる安全対策を実施するとともに、地域住民等による高齢者や障がい者の見守りが行われる仕組みづくりを促進します。

① 子ども見守り活動の強化

「こども110番の家」について、独自に同様な取組を実施している事業所・団体などを含め、位置等を再確認し、通学路や地域の実情に応じた適切な配置を図るほか、学校安全ボランティアの確保により、地域における子どもたちの見守り活動を促進します。

また、学校周辺や通学路などにおいて、学校、PTA、地域住民、行政機関等が連携して、児童・生徒にとって危険な箇所や道路施設等における死角、不審者の隠れ場所となりそうな場所などについて、「通学路合同安全点検」を中心とした関係者が集まる機会を通じて子どもの目線からの安全点検を行います。

具体的な取組手法	現況値 (R2) ※12月末現在	目標値 (R6)	取組体制					
			◎:実施主体			○:協力・参加・支援		
			市	警察	市民	団体	事業者	土地等所有者
地域の協力による「こども110番の家」の確保と掲示旗の設置	登録件数 375件	登録件数 400件	○	◎	○	○	○	
保護者や地域住民等の学校安全ボランティアの確保	ボランティア数 194人	ボランティア数 220人	◎		○	○		
防犯活動団体等による見回り活動の実施(再掲)	随時	随時	○	○	○	◎		
防犯活動団体や自治会による「安全点検」(再掲)	実施数 15団体	実施数 15団体	○	○	○	◎		
通学路合同安全点検	随時	随時	◎	○	○			
青色回転灯装備車による防犯パトロールの実施 ※主に子どもの下校時間に実施	年67回	年70回	◎	○		○	○	

② 学校・家庭・地域の連携による子どもの安全確保

学校や保護者、地域住民、妙高警察署などが連携した防犯・安全指導を行い、子どもの危険を回避する力の育成や青少年の犯罪防止、いじめ防止、危険ドラッグなどの薬物乱用防止を推進します。

また、情報通信ネットワークの進展により、これを悪用した情報流出や詐欺などの新たな犯罪が発生していますが、当市では、令和元年9月、市内小中学校で「妙高市インターネット等の利用に関する子ども宣言」を策定しました。この宣言は、市内の児童・生徒がインターネットなどの危険性を学びながら、将来にわたって有効活動できるよう「インターネットの使用時間を守る」などのルールを定めたものです。

子どもがインターネットやSNS上でのいじめや詐欺などのトラブルに巻き込まれないよう、学校における情報モラル教育だけでなく、家庭における携帯電話やスマートフォン、インターネットの利便性・危険性や正しい活用方法の理解促進を図ります。

具体的な取組手法	現況値 (R2)	目標値 (R6)	取組体制					
			◎:実施主体			○:協力・参加・支援		
			市	警察	市民	団体	事業者	土地等 所有者
園児・児童・生徒に対する防犯教育の実施	全園・校	全園・校	◎	○		○		
警察等の関係機関と連携した薬物乱用防止の広報啓発	随時	随時	○	◎		○	○	
地域や家庭における防犯対策をテーマとした防犯講習会の開催 (再掲)	年11回	年40回	◎	○	○	○	○	
学校における児童・生徒への情報モラル教育の実施	全校	全校	◎	○				
学校等を通じた保護者に対するインターネット利用時の情報管理方法等の啓発	年2回	年2回	◎	○				
家庭におけるインターネット等の適正な利用法やスマートフォン使用による危険性の理解促進	随時	随時	○		◎			

③ 学校等の防犯体制及び施設等の点検・整備

不審者の侵入による子どもへの危害防止策などを定めた危機管理マニュアルに基づき、園・校外活動時や休憩時間、年代などに応じた実践的な訓練を通じて、緊急時の子どもの安全確保体制を強化します。

また、学校等における安全点検を行い、防犯面に配慮した施設の整備など、必要な対策を講じることにより、防犯性の向上を図ります。

具体的な取組手法	現況値 (R2)	目標値 (R6)	取組体制						
			◎:実施主体			○:協力・参加・支援			
			市	警察	市民	団体	事業者	土地等 所有者	
危機管理マニュアルに基づく不審者侵入への対応訓練や110番通報訓練の実施	全園・校	全園・校	◎						
学校等における防犯責任者の設置	全園・校	全園・校	◎						
職員等による施設内の安全管理体制の整備	全園・校	全園・校	◎			○			
学校等における安全点検及び点検結果に基づく防犯設備の整備	全園・校	全園・校	◎			○			

④ 高齢者・障がい者への防犯対策

犯罪に対する知識、対処方法を身に付けるため、妙高警察署などと連携し、犯罪のターゲットになりやすい高齢者や障がい者が、悪質な訪問販売や振り込め詐欺などの被害にあわないようにするために寸劇などを交えた体験参加型の防犯講習会や消費生活講座を開催します。また、「通話録音装置」の貸出とその効果を周知することで、振り込め詐欺対策をより強化します。

そして、消費生活での不安や困りごとを気軽に相談できる窓口の開設、青色回転灯装備車による防犯パトロール、高齢世帯訪問や朝市等での防犯意識啓発などの活動を行います。

さらに、地方公共団体の他に民生委員・児童委員、ケアマネジャーなどと連携し、高齢者や障がい者へ直接防犯情報を届ける訪問活動や、消費者安全確保地域協議会の有効活用など、地域での見守り活動を促進します。

具体的な取組手法	現況値 (R2)	目標値 (R6)	取組体制					
			◎:実施主体			○:協力・参加・支援		
			市	警察	市民	団体	事業者	土地等 所有者
地域や家庭における防犯対策をテーマとした防犯講習会の開催（再掲）	年 11 回	年 40 回	◎	○	○	○	○	
悪質商法や振り込め詐欺の被害防止、インターネットトラブル防止等の消費生活講座の開催（再掲）	—	年 1 回	○	○	○	◎	○	
通話録音装置の貸出（再掲）	17 台	21 台	◎	○				
消費生活相談窓口の開設（再掲）	常設	常設	◎	○				
高齢世帯訪問による防犯意識啓発活動の実施	—	年 1 回	◎	○		○		
朝市などでの防犯意識啓発活動の実施	—	年 1 回	◎	○		○		
防犯活動団体等による見回り活動の実施（再掲）	随時	随時	○	○	○	◎		
青色回転灯装備車による防犯パトロールの実施（再掲）	年 67 回	年 70 回	◎	○		○	○	
民生委員・児童委員、ケアマネジャーなどによる訪問活動	随時	随時	◎	○		○	○	

(2) 虐待やDVの未然防止・拡大防止

子ども、高齢者、障がい者への虐待や暴力、配偶者へのDV等の犯罪被害について、未然防止、拡大防止を図るため、妙高警察署や県などの関係機関との連携を促進し、情報共有等を行うとともに、相談窓口の周知や虐待・DV等の犯罪被害に関する意識啓発を行います。

※DV…domestic violence の略。配偶者や恋人等の親密な関係にある（あった）者から振るわれる暴力のこと。「配偶者」には元配偶者や事実婚にある者も含む。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律では、「身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」としている。

① 広報啓発活動の推進

子ども、高齢者、障がい者、配偶者などへの虐待や暴力の多くは家庭内で発生しており、立場の弱い被害者が被害を公にしにくいことから、早期発見や適切な相談支援のため、通報義務の周知や相談機関の紹介など、広報啓発活動を推進します。

具体的な取組手法	現況値 (R2)	目標値 (R6)	取組体制					
			◎:実施主体			○:協力・参加・支援		
			市	警察	市民	団体	事業者	土地等 所有者
広報紙等を通じた、虐待・暴力・DVの未然防止、拡大防止への理解・協力の促進	随時	随時	◎	○	○	○	○	
広報紙等を通じた虐待・暴力・DVに関する相談窓口の情報提供	随時	随時	◎	○				

(3) 観光客等の安全対策

当市を訪れるすべての人々が安全で安心して、滞在期間を過ごせるよう、観光客等に、当該地域における犯罪情報などの必要な情報提供や注意喚起を行うとともに危険個所の点検や防犯パトロール、清掃・美化活動などにより、犯罪の未然防止を図ります。また、インバウンド効果や、市内で就労する外国人の増加などから妙高高原地域や新井地域で外国人の滞在者・居住者が増加していることから、「国際観光都市MYOKO」を推進するために外国人向けの対策を講じます。

① 観光客への情報提供

温泉やスキー場での盗難など、観光地特有の犯罪に対する情報や安全対策について、妙高高原観光案内所を通じたホテル、旅館、観光施設等への効率的な情報提供により、観光客への注意喚起を強化します。なお、注意喚起する際には外国語版のチラシを作成するなど外国人にも配慮します。

具体的な取組手法	現況値 (R2)	目標値 (R6)	取組体制					
			◎:実施主体			○:協力・参加・支援		
			市	警察	市民	団体	事業者	土地等 所有者
観光案内所等を通じたホテル等各施設への防犯情報の提供と各施設による観光客への注意喚起	随時	随時	○	○		◎	○	

② 観光地における防犯対策

妙高警察署や防犯活動団体、妙高高原観光案内所などと連携し、当地域を初めて訪れる人の視点に立った、死角、暗がりなどの危険箇所点検を行い、その結果に基づいた対策を講じます。

また、スキーシーズンだけでなく、年間を通じた防犯パトロールによる防犯意識の啓発、清掃・美化活動による犯罪を誘発しない環境づくりを進め、観光地における犯罪の防止を図ります。

具体的な取組手法	現況値 (R2)	目標値 (R6)	取組体制					
			◎:実施主体			○:協力・参加・支援		
			市	警察	市民	団体	事業者	土地等 所有者
防犯活動団体や自治会によ「安全点検」(再掲)	実施数 15 団体	実施数 15 団体	○	○	○	◎		
防犯活動団体等による見回り活動の実施(再掲)	随時	随時	○	○	○	◎		
スキー場や周辺地域での防犯パトロールの実施	随時	随時	○	◎		○	○	
清掃・美化活動による犯罪を誘発しない環境づくり	随時	随時	○	○		◎	○	

(4) 犯罪被害者等に対する支援

① 犯罪被害者等に対する支援

犯罪被害者やその家族・遺族が、受けた被害を早期に回復し、再び地域において平穏に過ごすことができるよう、国や県と連携し、犯罪被害者等を支援するための施策を実施します。

② 市民に対する意識啓発・情報提供

犯罪被害者等が早期に立ち直り、再び平穏な生活にもどることができるよう、その心情に配慮した行動を促すため、市民への意識啓発を行います。

また、専門機関である県の「犯罪被害等支援総合窓口」や新潟県警察の「けいさつ相談室」、「性犯罪相談電話『#8103』」などの情報提供を行います。

具体的な取組手法	現況値 (R2)	目標値 (R6)	取組体制					
			◎:実施主体			○:協力・参加・支援		
			市	警察	市民	団体	事業者	土地等 所有者
犯罪被害者への住居支援	随時	随時	◎	○			○	
犯罪被害者等への経済的支援 (犯罪被害者等見舞金の支給)	R4 新設	随時	◎	○				
広報紙等を通じた犯罪被害者等 への理解・協力の促進	随時	随時	◎	○	○	○	○	
広報紙等を通じた犯罪被害に関 する相談窓口の情報提供	随時	随時	◎	○				

【主な相談窓口一覧】

区分	名称	相談内容	相談窓口・場所	電話番号
一般	人権相談 ※人権擁護委員 による対応	家庭内の問題 近隣トラブル いじめ、体罰等 その他人権全般	いきいきプラザ	市民税務課 74-0042
			妙高高原メッセ	妙高高原支所 74-0048
			妙高保健センター	妙高支所 74-0051
一般	行政相談 ※行政相談委員 による対応	国や県の行政への 苦情・要望・相談	いきいきプラザ	市民税務課 74-0042
			妙高高原メッセ	妙高高原支所 74-0048
			妙高保健センター	妙高支所 74-0051
法律	法律相談	各種困りごと	いきいきプラザ	社会福祉協議会 72-7660
法律	法律無料相談	各種困りごと	電話相談	新潟県弁護士会 025-222-5533
消費生活	消費生活・ 多重債務 無料弁護士相談	悪質商法、詐欺 消費生活 多重債務 債務整理	妙高市役所	市民税務課 市民総合相談室 74-0042 環境生活課 74-0032
消費生活	多重債務 悩み相談	悪質商法、詐欺 消費生活 多重債務 債務整理	新潟県 ユニゾンプラザ	新潟県 消費生活センター 025-285-4196
消費生活	多重債務 無料相談	多重債務 債務整理	電話相談	新潟県弁護士会 025-222-5533
消費生活	多重債務 無料相談	多重債務 債務整理	財務省関東財務局 新潟財務事務所	財務省関東財務局 新潟財務事務所 025-281-7508
消費生活	多重債務 無料相談	多重債務 債務整理	(公財)日本クレジット カウンセリング協会 新潟センター (新潟市中央区東大通)	(公財)日本クレジット カウンセリング協会 新潟センター 0570-031640
消費生活	消費者ホットライン (消費者庁所管)	どこに相談してよいか 分からない場合	電話相談	消費者ホットライン 0570-064-370 局番なし 188(音声ガイダンス)

区分	名称	相談内容	相談窓口・場所	電話番号
子ども	児童虐待通報	児童虐待や虐待(疑い)の通告	上越児童相談所	上越児童相談所 025-524-3355
子ども (女性)	子ども・女性 電話相談	子どもや女性に関すること	電話相談	中央福祉相談センター 025-382-4152
子ども	DV・児童虐待相談	DVに関すること 児童虐待	中央福祉相談センター (新潟市江南区亀田)	新潟県配偶者暴力相談 支援センター 0120-26-2928
子ども	家庭児童相談	家庭、育児相談 療育相談 児童虐待 虐待(疑い)の通告	妙高市役所	こども教育課 74-0039 70-6435
子ども	いじめ・不登校等 相談	いじめ 不登校、ひきこもり その他悩み相談	教育相談窓口	適応指導教室 0120-72-7371
			妙高市役所	こども教育課 74-0039 74-0037
子ども	教育行政相談	教育行政全般 いじめ 不登校 奨学金受給	妙高市役所	こども教育課 74-0037
生活 困窮者	生活困窮者相談	生活困窮者の自立に 関する各種相談	妙高市役所	福祉介護課 74-0061
高齢者	高齢者総合相談	高齢者に関する各種 相談	妙高市地域包括 支援センター	妙高市地域包括 支援センター 74-0017
			妙高高原支所	妙高高原支所 86-3131
			妙高支所	妙高支所 82-3111
障がい者	障がい者相談	障がいに関する各種 相談	妙高市障がい者相談室 (新井ふれあい会館内)	妙高市障がい者相談室 78-7814
			妙高市役所	福祉介護課 74-0015

区分	名称	相談内容	相談窓口・場所	電話番号
女性	女性のための相談	DVに関すること 家族の悩み	妙高市役所	女性のための相談電話 72-4825
女性 (子ども)	子ども・女性 電話相談	子どもや女性に関する こと	電話相談	中央福祉相談センター (新潟県) 025-382-4152
女性	DV・女性の保護・ 悩み電話相談	DVに関すること 離婚相談 保護相談	中央福祉相談センター (新潟市江南区亀田)	新潟県配偶者暴力 相談支援センター 025-381-1111
女性	DV電話相談	DVに関すること 離婚相談	電話相談	法テラス新潟 050-3383-5420
外国人	外国人総合相談	外国人に関する各種 相談	電話相談	(公財)新潟県国際 交流協会 025-241-1881
外国人	外国人総合相談	外国人に関する各種 相談	電話相談	(公社)上越国際 交流協会 025-527-3615
精神 保健	薬物乱用防止相談	危険ドラッグ、覚せい 剤、シンナーなど薬 物の乱用	上越保健所	上越保健所 025-524-6134
精神 保健	いのちとこころの 支援センター	自殺未遂 自殺念慮	(上越保健所内) いのちとこころの 支援センター	いのちとこころの 支援センター 025-524-7700
精神 保健	いのちの電話	自殺予防 不安や孤独の悩み	電話相談	新潟いのちの電話 025-288-4343
被害者 支援	犯罪被害に 関する相談	悩み相談 被害者への支援に関 する相談	(公財)にいがた被害者 支援センター	(公財)にいがた被害者 支援センター上越 025-522-3133
被害者 支援	犯罪被害に 関する相談	悩み相談 被害者への支援に関 する相談	認定 NPO 法人 全国被害者支援 ネットワーク (東京都文京区本郷)	認定 NPO 法人 全国被害者支援 ネットワーク 03-3811-8315
被害者 支援	被害者への経済的 支援に関する相談	犯罪被害者や遺児 への経済的支援に関 する相談	(公財)犯罪被害 救援基金 (東京都千代田区平河町)	(公財)犯罪被害 救援基金 03-5226-1020

3 市民等・関係機関・市の連携による犯罪の防止

地域ぐるみの防犯活動により犯罪の防止を図るため、市が基本的な方向を示すとともに、市民等、警察その他行政機関、市が一体となって「地域防犯力」を高めるための推進体制づくりを進めます。

(1) 市民運動の実施

市民が一体となった安全・安心なまちづくりの取組の全市域への拡大を目指し、共通の目標を定め「市民運動」として展開していきます。

① 防犯市民運動の推進

地域ぐるみの防犯活動が全市的に展開されるよう、共通の目標を掲げて市民参加型の活動を推進します。

その際には、「妙高市民の心推進事業」など、全市的に展開する他の取組との連携を図りながら進めていきます。

具体的な取組手法	現況値 (R2)	目標値 (R6)	取組体制					
			◎:実施主体 ○:協力・参加・支援					
			市	警察	市民	団体	事業者	土地等 所有者
妙高市民の心推進事業と連動した子どもの見守り・声かけ活動の実施（再掲）	年2回	年2回	○	○	○	◎	○	

(2) 持続可能な防犯活動の実施体制の整備

地域で行われる各種の防犯活動が効果的かつ継続的なものとなるよう、関係団体が、お互いの活動に関して意見を交換し、情報を共有できるネットワークづくりを進めます。

① 情報共有化の仕組づくり

妙高地区防犯協会の広報紙や市公式ホームページなどを活用し、防犯活動団体、事業者、妙高警察署、市などが所有する防犯に関する情報をお互いに共有できる仕組づくりを行います。

具体的な取組手法	現況値 (R2)	目標値 (R6)	取組体制					
			◎:実施主体			○:協力・参加・支援		
			市	警察	市民	団体	事業者	土地等 所有者
防犯活動団体などの防犯活動の実態調査（再掲）	随時	随時	◎	○	○	○	○	
広報紙などを通じた自治防犯組織等の取組紹介（再掲）	随時	随時	◎	○	○	○	○	

(3) 事業者との連携

市民生活に密接なつながりを持つ事業者が、自らの施設で防犯に配慮した対策を講じるとともに、地域の一員として防犯活動に参加することが求められていることから、妙高地区防犯協会などを通じた事業所と関係団体との連携強化や、地域の防犯活動への積極的な参加を促進します。

① 事業者への防犯意識の啓発

事業者が管理する施設や事業活動における自らの安全の確保を図るため、防犯に配慮した店舗・事務所の整備、犯罪にあわないための工夫など、具体的な防犯対策を講じられるよう情報提供と意識啓発を図ります。

具体的な取組手法	現況値 (R2)	目標値 (R6)	取組体制					
			◎:実施主体			○:協力・参加・支援		
			市	警察	市民	団体	事業者	土地等 所有者
事業所への犯罪の手口や効果的な防犯対策等の情報提供	随時	随時	○	◎				

② 必要な技術・知識習得の推進

従業員に対して防犯上必要な知識や技術を習得するための学習機会を提供することを、事業者へ働きかけます。

また、県条例に定める防犯責任者の設置（努力規定）や、事業者を対象とした防犯講習会などへの参加を呼びかけます。

具体的な取組手法	現況値 (R2)	目標値 (R6)	取組体制						
			◎:実施主体			○:協力・参加・支援			
			市	警察	市民	団体	事業者	土地等 所有者	
事業者に対する従業員への防犯教育実施の働きかけ	防犯教育 実施件数 3 事業所	防犯教育 実施件数 10 事業所	○	◎				○	

③ 地域の一員としての取組への参画

「こども110番の家」や「110ばん協力車」への登録などの地域ぐるみの防犯活動について、事業者も地域の一員として参画できるような仕組づくりを促進します。

具体的な取組手法	現況値 (R2)	目標値 (R6)	取組体制						
			◎:実施主体			○:協力・参加・支援			
			市	警察	市民	団体	事業者	土地等 所有者	
地域の協力による「こども 110 番の家」の確保と掲示旗の設置（再掲）	375 箇所	375 箇所	○	◎	○	○	○		
「110ばん協力車」への登録事業所の拡充	登録件数 49 事業所	登録件数 50 事業所	◎	○				○	

4 すべての人が安全で安心して過ごすことができるための環境整備

市民をはじめ、観光・交流により当市を訪れるすべての人が犯罪への不安がなく、安全で安心して過ごせるよう、各施設等の防犯性に配慮した環境整備を促進します。

(1) 公共施設等の防犯対策

道路、公園、駐車場等の市民生活に密接な関わりがある場所などにおいて、防犯面に配慮した施設整備や安全点検を行い、防犯性の向上を図ります。

また、犯罪の発生状況などに応じて、照明や防犯カメラの設置についても検討します。

① 道路・公園・駐車場等における防犯性の向上

道路や公園、駐車場等について、県条例に基づく「道路等の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」等をもとに暗がりや死角の解消など、防犯性の向上を視点とした施設整備及び施設の改善に努めます。

具体的な取組手法	現況値 (R2)	目標値 (R6)	取組体制					
			◎:実施主体			○:協力・参加・支援		
			市	警察	市民	団体	事業者	土地等 所有者
防犯灯の年次的、計画的な整備	延べ設置数 6,029基	延べ設置数 6,100基	◎					
公園などの樹木の剪定による見通しの確保	随時	随時	◎		○	○		
駐車場、駐輪場における照明設備等の点検	随時	随時	◎			○	○	

② 公共施設の安全点検

道路、公園をはじめ、集会施設なども含めた公共施設について、地域と連携した定期的な巡回・点検等を実施し、必要な対策を講じることにより、防犯性の向上を図ります。

具体的な取組手法	現況値 (R2)	目標値 (R6)	取組体制					
			◎:実施主体			○:協力・参加・支援		
			市	警察	市民	団体	事業者	土地等 所有者
防犯に関する公共施設の定期的な安全点検の実施	随時	随時	◎			○		

(2) 住宅・土地・空き家等の適正な管理の推進

一般住宅の防犯性を向上させるため、市民や関係機関等に対し、意識啓発や情報提供などを行います。

また、地域内における空き家の実態を把握し、土地・建物の所有者等に対して、防犯面を視野に入れた適正な管理を働きかけていきます。

① 一般住宅における安全対策

県条例に基づく「住宅の犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関する指針」などを参考に、犯罪にあいにくい住宅の構造、設備等に関する情報提供、意識啓発を図ります。

また、当市では家や自動車の無施錠によって発生する盗難が多いことから、施錠徹底の呼びかけを行います。

具体的な取組手法	現況値 (R2)	目標値 (R6)	取組体制					
			◎:実施主体			○:協力・参加・支援		
			市	警察	市民	団体	事業者	土地等 所有者
広報紙等を通じた住宅の防犯対策 や防犯設備等に関する情報提供	随時	随時	◎	◎				

② 空き家や所有地等の適正な管理

平成27年12月に改正した「妙高市空き家等の適正管理に関する条例」に基づき、市内の適正に管理されていない空き家について、所有者・管理者を調査し、防災・防犯面での対策を求めるとともに、市内の安全点検とあわせて見回り活動を実施します。

また、空き地をはじめ、自己が所有する土地が不法投棄や犯罪の温床になることを防止するため、定期的な見回り・点検や草刈の実施などによる適正な管理がされるよう、広報紙などを通じて周知を図ります。

具体的な取組手法	現況値 (R2)	目標値 (R6)	取組体制					
			◎:実施主体 ○:協力・参加・支援					
			市	警察	市民	団体	事業者	土地等 所有者
空き家の所有者・管理者に対する 管理等の行政指導（助言または指 導、勧告）	随時	随時	◎					
広報紙等を通じた空き家や所有地 等の適正管理の周知	随時	随時	◎	○				○
防犯活動団体等による見回り活動 の実施（再掲）	随時	随時	○	○	○	◎		
防犯活動団体や自治会による「安 全点検」（再掲）	実施数 15 団体	実施数 15 団体	○	○	○	◎		

第7章 計画推進のために

第1節 計画の推進体制

地域で行われる各種の防犯活動が効果的、かつ継続的なものとなるよう、地域、学校、事業所などが互いの活動に関して意見を交換する機会を提供するとともに、警察などの関係機関と情報を共有するネットワークの強化を図っていきます。

また、市内においては、妙高市民の心推進事業や安全・安心なまちづくりに関する施策を行う関係課が連携し、市内推進体制の整備を図っていきます。

第2節 計画の進行管理

この計画の進行管理は、PDCAサイクルを用いて行います。1年を基本単位として、妙高市犯罪のない安全・安心なまちづくり推進会議によって評価を行ったうえで、犯罪の発生状況の変化、市民の意識の変化等によって必要に応じて見直しを行い、より効果的かつ効率的な施策の展開に努めることとします。

